

台湾向け輸出水産食品の 新たな規制の概要について 【Q&A】

農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ

- ・2023年10月時点の情報を基に作成しています。
 - ・新たな情報が得られ次第、随時更新します。
- ※更新部分は赤字としております

Q&A 新規制の対象について

質問	回答
年に1回程度の水産加工品の輸出も新規制の対象となるのか。	輸出の頻度に関係なく、輸出水産食品のHSコードが03、1604、1605に該当すれば、新規制の対象です。
サンプル輸出も新規制の対象となるのか。	一定量以下のものは対象外との情報はございません。
以下のようなものは新規制の対象となるのか。 魚卵、魚油、魚醤、鰹節、鰹節加工品 干物、練り物、乾燥昆布、乾燥わかめ	輸出水産食品のHSコードが03、1604、1605に該当すれば、新規制の対象です。 HSコードが不明な場合は、輸入業者を通じて確認をお願いします。 なお、乾燥昆布と乾燥わかめについては、海藻その他の藻類のHSコードが1212なので対象外と考えられます。
用途が餌であっても新規制の対象なのか。	人の食用となるものが対象です。

Q&A 農水省HPでの輸出実績のある施設の登録について(全般)

質問	回答
日本から台湾への輸出実績がない施設も、新規規制施行前に農水省HPから施設の登録は可能か。	台湾当局からは、日本から台湾に輸出実績のある施設情報の提供を求められています。
農水省HPから登録する施設には、保健所等の監視指導の点数など、条件はあるのか。	現在農水省HPで依頼している施設の情報の登録は、台湾への輸出実績があることが条件であり、監視指導の点数等の条件は特にありません。
農水省HPで登録した輸出実績のある施設については、追加の手続きなく、台湾当局に承認されるのか。	施設情報(名称及び所在地)が確認できる資料の送付をお願いしておりますが、台湾当局からの指摘等を踏まえて、更に情報提供をお願いする可能性はあります。
日本に所在する工場が製造した商品を第三国に輸出し、第三国で保管や加工を行った後台湾に輸出されている場合、日本に所在する当該工場の情報は農水省HPに登録する必要はあるか。	日本から第三国を経由して台湾に輸出されていることが明らかな場合、当該輸出に関わる日本の施設の情報は台湾当局に提供しますので、農水省HPで登録してください。

Q&A 農水省HPでの輸出実績のある施設の登録について(全般)

質問	回答
<p>日本から台湾に輸出実績のある水産食品の供給過程に関与する全ての施設を農水省HPから登録が必要とのことだが、現在台湾への輸出に関わっているすべての施設が台湾に輸出実績があると考えてよいか。</p>	<p>現在台湾への輸出に関わっているすべての施設は、日本から台湾に輸出実績のある施設とお考え下さい。ただし、海外の施設は農水省HPから登録不要です。最終ページを参照下さい。</p>
<p>物流ではなく、商流のみが日本を経由して輸出している場合、例えば日本の商社も農水省HPから登録する必要があるのか。</p>	<p>輸出水産食品が物流として日本を経由しないのであれば、農水省HPから施設の登録は必要ありません。</p>
<p>自社で直接台湾に輸出しているわけではないが、商品の卸先が台湾に輸出している場合は農水省HPから登録が必要か。</p>	<p>日本から台湾に輸出実績のある水産食品の供給過程に関与する全ての施設の登録が必要になりますので、商品の卸先ともご相談いただき、貴社又は卸先のいずれかから、登録してください。</p>

Q&A 農水省HPでの輸出実績のある施設の登録について(全般)

質問	回答
水産食品の原料を入札で仕入れている場合は、農水省HPでどのように登録すればよいのか。	これまで台湾へ輸出する際に仕入れた実績のある施設を農水省HPから登録してください。
農水省HPから施設情報を登録するには何が必要なのか。登録に当たっては、現地調査により工場の製造ラインをチェックするのか。単に登録フォームへ記入して送信するだけでよいのか。	日本から台湾に輸出実績のある施設情報は、農水省HPの登録フォームから登録いただくとともに、施設情報(名称及び所在地)が確認できる資料の送付をお願いしております。なお、現時点で台湾当局からは現地調査による確認は求められておりません。
農水省HPから登録した施設が台湾当局に承認されるには、どのくらい時間がかかるのか。	具体的な期間を明示することはできませんが農水省HPから登録された施設について、農水省で取りまとめて台湾にリストを提出します。その後速やかに台湾当局に承認されるよう、台湾当局と協議してまいります。

Q&A 農水省HPでの輸出実績のある施設の登録について(全般)

質問	回答
日本から台湾に輸出実績のある施設を農水省HPで登録したが、情報を変更したい。	農水省HPで登録した情報に変更がある場合は、農水省まで速やかにご連絡をお願いします
日本から台湾に輸出実績のある施設の農水省HPからの登録は誰が行ってもよいのか。 知らないところで該当施設が台湾当局に承認されたり、同じ施設について複数者から登録されるのではないか。	農水省HPからの施設の登録は、どなたが行っても構いませんが、当該施設の了承は取っていただくようお願いします。施設の重複登録については、農水省において可能な範囲で確認し修正します。農水省HPで登録された全体の施設リストは、入力者の皆様に確認いただく予定です。なお、台湾当局に承認された施設リストは、農水省HPにおいて公表する予定です。
農水省HPで登録していない施設を経由する場合、台湾向けに輸出はできないということか。	台湾当局に承認された施設から輸出する必要がありますので、農水省HPで日本から台湾に輸出実績がある施設を登録してください。

Q&A 農水省HPでの輸出実績のある施設の登録について(全般)

質問	回答
<p>商品ごとに農水省HPで施設の登録を行う必要があるのか。台湾当局が施設として承認すれば、その施設で製造される水産食品の輸出は可能となるのか。</p>	<p>台湾当局は施設として承認しますので、商品ごとに登録する必要はなく、施設ごとに登録してください。台湾当局が承認すれば、当該施設で取り扱う水産食品の輸出は可能です。</p>
<p>輸出品のHSコードが新規制の対象である場合で、製品に水産原料(魚、かつお節エキス等)と水産原料以外(醤油、油等)を使用している場合、水産原料(魚、かつお節エキス等)に関与する全ての施設を農水省HPで登録すれば良いのか。</p>	<p>日本から台湾に輸出実績のある輸出水産食品の供給過程に関与する全ての施設を農水省HPで登録する必要がありますので、水産原料(魚、かつお節エキス等)の供給過程に関与する全ての施設を登録すれば、問題ないものと考えています。</p>
<p>農水省HPでは水産物が通る施設の登録が必要という理解でよいか。水産物以外の原料が通る施設は、農水省HPで登録が不要なのか。</p>	<p>水産原料以外(醤油、油等)の供給過程に関与する施設については、農水省HPで登録は不要と考えています。</p>

Q&A 農水省HPでの輸出実績のある施設の登録について(全般)

質問	回答
台湾当局に承認された施設リストは公表されるのか。	台湾当局に承認された施設リストについては、台湾当局としても公表する予定と聞いていますが、具体的な時期は未定です。また、農水省HPにおいても公表する予定ですが、具体的な時期は未定です。
台湾当局に承認された施設のリストはいつ公表されるのか。	
既に農水省HPで施設の登録がされているかどうかは、確認可能か。	
新規制施行後の施設情報の登録方法や必要書類を教えてください。	新規制施行後の新規施設の登録方法等については、現在検討中です。なお、現在行われている「台湾当局によるシステム査察」が完了(完了時期未定)した後に、台湾当局の承認が可能となります。

Q&A 農水省HPでの輸出実績のある施設の登録について(第三国施設)

質問	回答
サプライチェーンが海外にある場合、海外にある施設も農水省HPで登録が必要なのか。	海外の施設は農水書HPから登録不要となりました。 海外施設は、海外当局から台湾当局へ申請し、台湾当局に承認される必要があります。 海外施設の担当者に対して、施設の承認状況を確認し、未承認の場合は、承認に向けてご対応ください。 (最終ページ参照)
海外の施設はどのように登録するのか。	
海外で加工された原料を商社より仕入れて使用しており、様々な施設から仕入れをしているが、すべての海外の施設について、農水省HPで登録が必要となるのか。	
海外から原料を輸入し、当社工場で加工しているが、海外の漁船や現地工場についても、農水省HPで登録の必要があるのか。	

Q&A 農水省HPでの輸出実績のある施設の登録について(養殖施設)

質問	回答
全ての生産者の養殖施設は、農水省HPで登録が必要か。	生産者ごと等で細かく登録する必要はありませんので、漁協の養殖場ごと等の大きな範囲での登録で問題ないと考えています。
キャビアを輸出する場合、加工施設でチョウザメから魚卵を取り出してキャビアになるが、チョウザメの養殖施設も農水省HPで登録が必要か。	キャビアの原料はチョウザメといえると考えられますので、チョウザメの養殖施設についても農水省HPで登録してください。

Q&A 農水省HPでの輸出実績のある施設の登録について(加工・保管施設)

質問	回答
<p>空港や港における一時保管のための倉庫も農水省HPで登録する必要があるのか。</p>	<p>台湾当局からは、日本から台湾に輸出実績のある水産食品の供給過程に関わる全ての施設情報の提出を求められていますが、流通の最終行程で一時保管するような、いわゆる保税倉庫については、基本的に登録する必要はないと考えています。</p> <p>もし、こうした保税倉庫以外に他の保管施設、加工施設又は養殖施設を経由しないという状況がある場合は、農水省に個別にご相談いただくようお願いします。</p>
<p>製品が出荷されるまでは、他社に冷凍保管を委託しているが、その会社が所有する冷凍保管施設も農水省HPで登録が必要なのか。</p>	<p>保管施設に該当する全ての施設は農水省HPで登録が必要になりますので、他社に委託している場合も、農水省HPで登録してください。</p>

Q&A 農水省HPでの輸出実績のある施設の登録について(加工・保管施設)

質問	回答
加工せずに、原体のまま荷造り作業(立替作業)を行う施設も農水省HPで登録が必要なのか。	加工には洗浄・内臓の除去・凍結処理・包装等を含みます。このため、包装をしている施設であれば、農水省HPで登録してください。
農水省HPには最終加工施設と最終保管施設の登録のみでよいのか。	日本から台湾に輸出実績のある加工施設又は保管施設に該当する全ての施設について農水省HPで登録してください。

Q&A 農水省HPでの輸出実績のある施設の登録について（製造加工船）

質問	回答
船上で冷凍加工する船は、農水省HPで施設登録が必要か。	もっぱら漁獲又は運搬するための船舶は、対象外ですので農水省HPで登録する必要はありません。
船上凍結する場合、農水省HPで船の登録が必要か。	
遠洋延縄漁業で、マグロを釣り上げて、エラワタを抜いて凍結しているが、農水省HPで施設登録が必要か。	船上で冷凍加工する船舶など、上記に該当しない船舶は農水省HPで登録してください。
活魚船を使って原料を輸送しているが、農水省HPで施設登録が必要か。	

Q&A 衛生証明書について

質問	回答
台湾での輸入通関に、衛生証明書の原本が必要ということか。	ご理解のとおりです。
現行の貝類の衛生証明書様式から、具体的にどこが変わるのか。	変更される項目については以下の通りです。 【追加項目】 施設番号/保管施設/輸送時の温度/バッチ番号/出港日 【削除項目】 生産日等 ※最終ページに更新情報あります
新様式の衛生証明書には輸送時の温度の記載が必要とあるが、どのような記載が必要になるのか。	検討中の衛生証明書様式案のとおり、常温、冷蔵または冷凍のいずれかを選択していただく予定です。
バッチ番号とは何なのか。 バッチ番号は誰が決めるのか。	製品を識別・追跡するための番号（数字や文字）で、ロット番号と同様にご理解ください。事業者が決めます。

Q&A 衛生証明書について

質問	回答
出港が遅れた場合に出港日を修正する必要が生じるので、出港日の記載を省略できないか。	検討中の衛生証明書様式案においては、「on or about」という表現となっており、遅延の都度の修正は不要と考えています。
おおまかな重量でも衛生証明書の発行申請は可能か。	衛生証明書の発行申請書には、実際の数量及び重量を記載していただくことが必要です。
輸出品が複数施設を経由する場合、衛生証明書の発行申請書には最終施設のみ記載でよいか。	衛生証明書の発行申請書の記載方法については、現在検討中ですので、詳細が決まり次第、速やかにお知らせします。
自社が農水省HPで登録していない施設を衛生証明書発行申請書に記載してもいいのか。	自ら登録した施設でなくても衛生証明書発行申請書に記載できます。

Q&A 衛生証明書について

質問	回答
<p>衛生証明書の発行申請は、農水省HPから行うのか。</p>	<p>一元的な証明書発給システムでの運用を予定しています。 詳しくは下記URLをご参照ください。</p> <p>(輸出証明書のオンライン申請手続) https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html</p>
<p>衛生証明書の発行申請に必要な書類、条件などの詳細、発給までのリードタイムについて教えてほしい。 衛生証明書は電子化できないのか。</p>	<p>衛生証明書の発行申請に必要な書類等については現在検討中ですので、詳細が決まり次第、速やかにお知らせします。 台湾当局との協議の結果、衛生証明書は電子発行となりました。詳しくは最終ページを参照下さい。</p>
<p>各空港で衛生証明書を受け取れるようにしてほしい。 衛生証明書を電子化し、申請者が指定するメールアドレスに衛生証明書を送信してほしい。</p>	<p>衛生証明書の発行申請から発給までのリードタイムができるだけ短くなるように検討してまいります。</p>

Q&A 衛生証明書について

質問	回答
衛生証明書の発行申請は、最終加工施設が申請することになるのか。	衛生証明書の発行申請は輸出者から申請していただく方向で検討しておりますが、詳細が決まり次第、速やかにお知らせします。
委託先の製造者でも衛生証明書の発行申請は可能か。	
衛生証明書の発行申請にあたり、営業許可証は必要となるか。	衛生証明書の発行申請に必要な書類については、現在検討中ですので、詳細が決まり次第、速やかにお知らせします。
供給に関わる全ての施設の証明には、どのような書類が必要なのか。	
中国のシングルウインドウと同様の書類が必要になるのか。	
1件で複数品目の申請は可能か。	1件で複数品目の申請を可能とする予定です。
衛生証明書発行手数料は掛かるのか。	令和7年4月以降、1件あたり870円が掛かる予定です。詳しくは以下URLをご覧ください。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/shoumei_charge.html

Q&A 衛生証明書について

質問	回答
<p>台湾に活鰻を輸出する際に病気の有無（OIE関連）を確認して発行する衛生証明書と、今回の食用水産物に係る「衛生証明書」は別物との認識でよいでしょうか。</p>	<p>活鰻の病気の有無に係る証明書は、動物衛生に係る証明書だと思われます。 今回説明している証明書は、食品衛生に係る証明書であり、別物です。 なお、都道府県等が発行している産地証明書とも別物です。</p>
<p>鮮魚を空輸で輸出する場合、出荷当日の朝に実際の重量等を確認するため、輸出日に申請し、当日に発行することは可能でしょうか。</p>	<p>輸出日の当日発行が必要な場合は、申請先農政局と事前調整の上、仮申請を行って頂く等、申請先農政局と状況に応じた連携を取って頂くことが必要となる予定です。</p>

Q&A その他

質問	回答
中国のようにシングルウインドウのようなシステムを使用するのか。	<p>中国のシングルウインドウのように、輸出先国のシステムを使用して登録することは予定されておりません。</p> <p>なお、衛生証明書の発給申請については、一元的な証明書発給システムでの運用を予定しています。</p> <p>詳しくは下記URLをご参照ください。</p> <p>(輸出証明書のオンライン申請手続) https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html</p>
台湾の新規制は日本以外の国にも対応を求めているのか。	台湾当局として、WTO・SPS協定に基づくSPS通報をしているので、世界各国に同様の対応を求めているものです。
今後、対象となる食品が拡大される可能性はあるのか。	現時点で、対象となる食品が拡大されるとの情報はありませんが、新たな情報が判明した場合、速やかにお知らせします。

Q&A その他

質問	回答
HACCPとの関係はあるか。	現在検討中の証明書様式案においては、証明事項として、「台湾の法令に沿ってHACCP原則に基づく管理措置を実施している施設由来の製品である。」ことが求められています。
HACCPの認証がなくても、HACCPの基準に沿って生産されていれば輸出は可能か。HACCP PLANなど、台湾側から求められることはあるのか。	必ずしもHACCPの認証がなくても問題ないと考えていますが、詳細については、台湾当局とも協議しながら、現在検討中です。
台湾の新規制は日本の輸出を妨げる可能性が高いと考えられるが、台湾側に交渉する予定はあるのか。	これまでも台湾当局とは随時協議を行い、事業者の皆様への輸出に支障が生じないよう交渉をしているところですが、今後も皆様のご意見を踏まえながら、適切に対応してまいります。

Q&A その他

質問	回答
<p>台湾当局による施設の承認や、衛生証明書の発行などに係る台湾側の要求事項を反映した取扱要綱は、いつごろ公表されるのか。</p>	<p>詳細な内容については、台湾当局と協議を進めながら検討しているところであり、具体的な時期は未定ですが、取扱要綱の内容が固まり次第、速やかにお知らせします。</p>

主な更新情報

- ・「海外施設」は日本から台湾当局に提出する情報の対象外となりましたので、「海外施設」について、農水省HPで輸出実績のある施設の情報登録は不要です。海外施設は、海外当局から台湾当局へ申請し、台湾当局に承認される必要があります。海外施設の担当者に対して、施設の承認状況を確認し、未承認の場合は、承認に向けてご対応ください。
- ・衛生証明書は電子発行となります。詳しくは以下URLに掲載している、2023年10月6日の説明会資料のPIIを参照ください。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/tw2210.html>
- ・衛生証明書の発行申請にあたり、養殖・生産地域は二枚貝(HSコード:0307)の場合のみ記載を要します。
- ・新旧様式における項目更新は以下の通りです。
【追加項目】:施設番号/保管施設/輸送時の温度/バッチ番号/出港日
【削除項目】:天然・養殖の別/加工方法/船名・フライト情報/生産日/輸出地・輸入地